

「印鑑レス口座」に係る特約

多摩信用金庫

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、「印鑑レス口座」に適用される事項を定めます。
- (2) この特約は、次の規定（以下「関連規定」という。）の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。
 - ① 多摩信用金庫アプリ利用規約
 - ② アプリからの口座開設に係る特約
 - ③ 「多摩信用金庫 通帳レス口座」に係る特約
 - ④ 普通預金規定
 - ⑤ 総合口座取引規定
 - ⑥ 定期預金規定集

2. (印鑑レス口座)

- (1) 印鑑レス口座とは、「スマホ口座開設サービス（アプリ）」を利用して当金庫に印鑑の届出を行わず、普通預金（総合口座）開設を行った口座をいいます。
- (2) 印鑑レス口座を開設できるのは、印鑑レス口座を事業用として利用しない個人のお客さまとします。

3. (取引の制限)

- (1) 印鑑レス口座は、預金口座を新規に開設するものとします。既にある預金口座（印鑑レス口座から印鑑照合により本人認証を行う取引口座への変更を含む）を印鑑レス口座に変更することはできません。
- (2) 印鑑レス口座は、ICキャッシュカードまたは口座番号通知カードにより口座番号を確認してください。事前に口座番号をお伝えすることはいたしません。
- (3) 印鑑レス口座の取引継続中は、印鑑レス口座に発行されたICキャッシュカードの解約を行うことはできません。
- (4) 印鑑レス口座では、以下の取引を行うことはできません。
 - ① 契約書に対し返済指定口座の届出印の押印が必要となる融資取引
 - ② 法令等により届出印の押印を必要とする取引
 - ③ その他当金庫所定の取引
- (5) 印鑑レス口座では、以下の場合、当金庫はお客さまに通知することなく、開設した口座を解約できるものとします。
 - ① お申込み時にご入力いただいたご住所に送付物が届かなかった場合
 - ② 一定期間内に送付物を受け取られずに当金庫に返戻された場合

4. (印鑑レス口座にかかる取引)

- (1) 印鑑レス口座での預金の預入れ、払戻し取引を行う場合、原則として現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「ATM」という。）の利用により行うものとします。
- (2) お客さまが、当金庫の本支店窓口において、印鑑レス口座の預入れ、払戻し、解約および届出事項の変更等の取引を行う場合は、届出印鑑の提出に代えて、ICキャッシュカードの提示および暗証番号による本人認証を行うものとします。この場合、当金庫が指定する顔写真付き本人確認書類の提示を求められることがあります。

- (3) お客様の取引の依頼が、窓口や収納機関を経由した口座振替の場合、依頼書の届出印欄への押印は不要とします。なお、収納機関を経由した口座振替の場合、届出の携帯電話番号に対するショートメッセージサービスを利用した当金庫所定の方法による確認を行います。
 - (4) 当金庫がお客様の印鑑レス口座での取引依頼の受付を謝絶したことにより、お客様に損害が生じた場合であっても、当金庫に故意または重大な過失があるときを除き、当金庫は一切の責任を負わないものとします。
- 5. (印鑑レス口座から印鑑照合により本人認証を行う取引口座への変更)**
- (1) 以下の取引に該当する場合、お客様は当金庫に対し、運転免許証またはマイナンバーカード等の顔写真付き本人確認書類を提示のうえ印鑑の届出を当金庫所定の手続きで行い、印鑑レス口座を印鑑照合による本人認証を行う口座に変更するものとします。なお、届出印の登録完了までに、直接的または間接的を問わずお客様が受けた一切の不利益について、当金庫に故意または重大な過失がある場合を除き、当金庫は一切の責任を負わないものとします。
 - ① 法令等により届出印の押印を必要とする取引
 - ② その他当金庫所定の印鑑が必要な取引
 - ③ お客様の希望により印鑑レス口座から印鑑照合により認証を行う口座への変更
- 6. (利用の停止)**
- (1) 当金庫は、以下の場合、印鑑レス口座の取り扱いを一時的に停止することがあります。ただし、当金庫において停止事由が消滅したと判断したときは、すみやかに停止を解除します。
 - ① お客様が本特約に違反するなど、当金庫が印鑑レス口座のお取り扱いの停止を必要とする相当の事由が生じた場合
 - ② 住所変更を行わなかった等、当金庫においてお客様の所在ないし連絡先が不明になった場合
 - ③ 印鑑レス口座または印鑑レス口座のお取り扱いがICキャッシュカードの偽造・盗難・紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合
 - (2) 当金庫は、印鑑レス口座のお取り扱いの継続的な提供に支障があると判断したとき、その他必要と認めるときは、提供を中止し、または打ち切ることがあります。
 - (3) 当金庫が印鑑レス口座のお取り扱いの適用を一時的に停止し、または提供を中止し、若しくは打ち切ることにより、お客様に損害が生じた場合であっても、当金庫に故意または重大な過失がある場合を除き、当金庫は一切の責任を負わないものとします。
- 7. (特約の変更)**
- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
 - (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
(2024年9月6日現在)